

アジア弁護士会会長会議情報センター規則

(平成十三年九月二十一日規則第七十六号)

(POLA情報センターの設置)

第一条 本会は第十一回アジア弁護士会会長会議の決議に基づき、アジア弁護士会会長会議情報センター(以下「POLA情報センター」という。)を置く。

(任務)

第二条 POLA情報センターは、以下に掲げる任務を行う。

- 一 アジア弁護士会会長会議(以下「POLA」という。)の関連資料を保管するほか、アジア諸国の弁護士制度・弁護士活動等に関する情報を収集、保管することに努め、必要に応じ、POLA会員に提供すること。
- 二 POLAを主催する弁護士会に、同会議の企画、運営、準備について助言を行うこと。
- 三 その他、前各号に定める事項に関してPOLAで決議され、POLA情報センターに委託された事項

(組織)

第三条 POLA情報センターの日常的な運営、POLA会員との連絡及び本会の関連委員会との意見調整を行う

- 1 -

ために事務局を置く。

- 2 事務局は、国際室室長及び嘱託により構成する。
- 3 事務局長は国際室長があたる。

(その他)

第四条 本規則の実施・運用に関し必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十三年九月二十一日より施行する。

- 2 -